

# 医療費の自己負担(支払い金額)を軽減するための手続き

## ステップ1

### 70歳未満の方の場合

※医療費については、「限度額適用認定証」の申請を下記の窓口で行ってください。

	医療費/月(高額該当3回まで)	4回目以降	食事代
①区分ア(上位)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円	460円/1食
②区分イ(上位)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円	
③区分ウ(一般)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円	
④区分エ(一般)	57,600円	44,400円	
⑤区分オ (市町村民税非課税)	35,400円	24,600円	210円/1食

「限度額適用認定証」の申請窓口(お持ちの保険証でご確認ください。)

医療保険種類	窓口	手続きに必要なもの
全国健康保険協会健康保険	全国健康保険協会	・保険証 ・印鑑
船員保険	全国健康保険協会	
健康保険組合	健康保険組合	
共済保険	共済組合	
国民健康保険	市町村役場	
国民健康保険組合	国民健康保険組合	

●「限度額適用認定証」の申請方法については、『3階 受付』までお問い合わせください。

## ステップ2

上記の手続きをされた上で入院費のお支払いが困難な方には

- 当院は、医療費の減額について、ご相談ができる病院(無料低額診療事業実施病院)です。
- 詳しくは、3階受付までご相談ください。

### 〈相談可能な1ヶ月の収入のめやす〉

- 一人暮らし 9~10万円/月
- 高齢者夫婦で年金生活 15万円/月
- 30歳代の夫婦・子供2人の4人家族 25万円/月
- 30歳代のひとり親・子供2人の3人家族 20万円/月

# 入院される方へ 入院費の自己負担(支払い金額)を軽減するための手続き

## ステップ1

### 70歳以上の方の場合

	医療費/月(高額該当3回まで)	4回目以降	食事代
Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	460円/1食
Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	
Ⅰ 課税所得 140万円以上の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	
課税所得 145万円未満の方	57,600円	44,400円	
Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円	/	210円/1食 *90日超えると 160円/1食に
Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円 以下など)	15,000円		100円/1食

\* □の方は「限度額適用・標準負担額認定証」の申請を下記の窓口で行ってください。  
「限度額適用・標準負担額認定証」の申請窓口(お持ちの保険証でご確認ください。)  
持参していただくもの 保険証・印鑑

●「限度額適用・標準負担額認定証」の申請方法については、『3階 受付』までお問い合わせください。

## ステップ2

上記の手続きをされた上で入院費のお支払いが困難な方には

- 当院は、医療費の減額について、ご相談ができる病院(無料低額診療事業実施病院)です。
- 詳しくは、3階受付までご相談ください。

### 〈相談可能な1ヶ月の収入のめやす〉

- 一人暮らし 9~10万円/月
- 高齢者夫婦で年金生活 15万円/月
- 30歳代の夫婦・子供2人の4人家族 25万円/月
- 30歳代のひとり親・子供2人の3人家族 20万円/月